

# まっぶし 農委だより

令和3年版

【発行】

令和3年3月1日

【編集】

松伏町農業委員会

北葛飾郡松伏町大字松伏2424

048-991-1853(直通)



(左から、代表者 舛田博文さん、舛田晃さん、舛田陽さん、舛田望美さん、花井宏行さん、松島篤志さん)

## 表紙の紹介

### 株式会社あくりスタジアム

代表者の舛田博文さんは、専業農家に生まれ、現在、観光農園として、紅ほっぺ、かおりの、おいCベリー、あまりん、かおりんなど8種類のいちごの品種を栽培し、12月から5月にかけて「いちご狩り」を開園しています。

また、ブロッコリー、ミニトマト、とうもろこしなどの露地野菜やお米などをこだわり農法で栽培し、敷地内の直売所で採れたての旬の野菜、お米なども販売しています。

将来は、生産物の加工や販売といった6次産業化も見据え消費者と一層のかかわりを持っていきたいと考えている町内の優れた農業法人です。

## 目次

会長あいさつ、農業委員の職務・紹介	2
最適化推進委員の職務・紹介、農地の売買ほか	3
農地改良(埋立て)、農地の適正管理ほか	4
農地中間管理事業、農業者年金のお知らせ	5
全国農業新聞、JAさいかつからのお知らせ	6
JAさいかつ管内標準的農作業料金	7
松伏ふれあい直売所・松伏町賃借料情報、編集後記	8

## 農業委員会会長あいさつ



松伏町農業委員会  
会長 山崎 久俊

木々の緑が日増しに色づく季節となり、皆さまにおかれましては健やかに過ごしのこととお慶び申し上げます。

昨年は、日本も含め新型コロナウイルスの世界的な大流行により、都市閉鎖や人の交流の遮断など大変な年でありました。

国内においては7月に九州各地で記録的な豪雨に見舞われ、熊本県の球磨川が氾濫し介護施設などが浸水するなど、多くの被害が生じ尊い命が犠牲になりました。

未だ新型コロナウイルス感染症の不安が拭えない生活ですが、今年は東日本大震災から10年目を迎えます。自然災害や新型コロナウイルス感染症は、ある意味防ぎようのない部分もありますが「備えあれば憂いなし」のことわざがあるように普段からの備え、心構え、行動により被害を最小限に抑えられると考えます。

さて、農業委員会は、地域の農地を活かし、耕し続け、次世代に「美田」を残すことが本分で有ると考えています。農地は、消費者に新鮮で安全な農作物の供給のほか災害時の避難場所や延焼の遮断など多面的な役割も担っています。一度荒れてしまった農地は、復元するのに大変な時間と労力を要します。「今使われている農地を荒れさせない」、「荒れ地を増やさない」を基本として次世代に繋げていき、先祖より引き継いだ大事な農地の最適化を推進してまいります。

農地のことでお困りのことがありましたら地域の農業委員又は農業委員会にお気軽にご相談ください。

## 農業委員の職務

農業委員会法の規定により、農地がある市町村に農業委員会を置くこととなっています。

この農業委員会を組織する委員として農業委員は位置付けされており、町長が議会の同意を得て3年の任期で任命します。

主な活動内容は、農地法等法令に定められた許認可業務、農業担い手への集積集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者参入促進などのほか農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成又は変更、公表などです。また、農業委員は、総務協議会（法人化、農業経営の合理化、農業者への情報提供など。）と農地協議会（農地の利用の確保、利用集積、効率的な利用の促進など。）とに分かれ活動をしています。

## 農業委員を紹介します【任期：令和4年4月6日まで】

### 総務協議会

役職	氏名	地区
会長	山崎 久俊	上赤岩
総務委員長	山崎 薫	下赤岩
総務副委員長	岡野 正幸	金杉
委員	三保田 操夫	松伏
委員	今井 一忠	築比地
委員	鈴木 洋子	大川戸
委員	山崎 秀夫	大川戸

### 農地協議会

役職	氏名	地区
会長代理	高橋 實	魚沼
農地委員長	山崎 正義	築比地
農地副委員長	須賀 喜佐子	上赤岩
委員	藤江 健広	大川戸
委員	八木 大輔	松伏
委員	石塚 要	松伏
委員	岡田 嘉男	田島

## 農地利用最適化推進委員の職務

農地利用最適化推進委員は、農業委員会から委嘱され、農業委員会が定めた担当地区において、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に従い、\*埼玉県農地中間管理機構と連携を図り、担い手への農地の集積、農地集約、遊休農地等の最適化の推進のための活動を行います。

※埼玉県農地中間管理機構とは、農用地利用の効率化及び高度化を促進するため、埼玉県知事から農地中間管理機構の指定を受け、農用地等について中間管理権を取得し当該農用地の貸付けなどを行うことにより、担い手の農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとしている者への参入を支援する組織です。

## 農地利用最適化推進委員を紹介します【任期：令和4年4月6日まで】

氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区
内藤玉江	松伏	三反崎善隆	上赤岩	永野浩司	下赤岩
砂川進	田島	横川朝治	大川戸	小島雄一	築比地・金杉
滑川浩	魚沼				

## 農地の売買、贈与、賃借権の設定について

農地法により、農地を農地として売買、贈与、賃借などを設定する場合は、農地法第3条の規定により、農業委員会の許可が必要です。この許可を受けずに農地の売買契約を締結し、対価を支払ってもその効力は生じませんので、ご注意ください。なお、農地の賃借権等については、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を利用する方法もあります。

農地の売買、贈与、賃借などをお考えの方は、農業委員会までご相談ください。

## 農地の転用について

農地法により、農地を耕作の目的以外に供する（たとえば宅地や駐車場、資材置場などにする）場合を農地の転用といいます。

この農地転用は、農地法第4条又は第5条の許可又は届出が必要になります。都市計画法の市街化区域と市街化調整区域により申請の仕方が異なります。市街化調整区域の農地の場合は、埼玉県又は農林水産大臣の許可が必要となります。市街化区域の農地の場合は、農業委員会に届出が必要となります。この許可又は届出を受けずに売買契約を締結し、対価を支払っても効力は生じませんので、ご注意ください。

また、農地を無断転用すると、農地法違反となり厳しい罰則が適用される場合があります。農地転用をお考えの方は、農業委員会までご相談ください。

## 相続等により農地を取得した場合には届出が必要です

農地法により、農地を相続又は時効取得などにより取得した場合には、当該農地がある市町村の農業委員会に届出が必要です。

届出の期間は、農地の権利を取得した日を知った日から概ね10か月以内となっています。なお、この届出により、権利取得の効力が発生するものではありませんのでご注意ください。

## 農地改良（埋立て）について



農地改良は、農地への盛土や田畑転換等により農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為です。

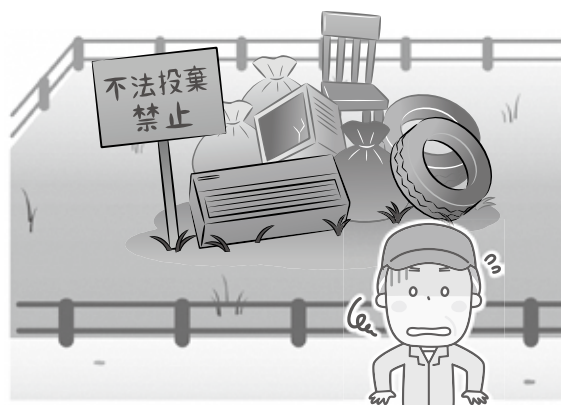
農地を農地として利用するものですが、農地改良面積により県知事の許可又は農業委員会への届出が必要となります。

また、埋立てや盛土などを行う土地の面積が500㎡以上3,000㎡未満の土地の場合は、町環境保全条例の規定により町の許可も必要になります。

## 農地の適正管理について

農地に雑草が繁茂し、周辺に被害を及ぼす恐れがある場合、また、火災や野生動物の住処となる恐れがある場合など、農地を適正に管理しなければならない観点から農業委員会では所有者に除草のお願いを通知しています。

雑草が生い茂ると害虫の発生原因となるばかりでなく、不法にごみが捨てられるなど、思わぬ被害を受ける恐れがあります。特に農地の休耕地については、定期的な除草などの適正な維持管理をお願いします。



## 農業用水路・排水路等の維持管理について



町では、農業用水路の日常的な維持管理（草刈・堀さらい等）は、地域の皆様又は地先の皆様をお願いしています。

ただし、大規模な農業用水路の修繕などは町や水利組合などにご相談ください。

### 【地先管理でお願いする内容】

草刈、ごみ拾い、堀さらい、木の伐採などご協力をお願いします。

## もみ殻、稲わら等の野焼きについて

野焼き（野外焼却）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」により原則禁止されています。

ただし、例外規定として農業を営むためやむを得ない焼却は認められています。この例外規定に該当する場合であっても、近隣からの苦情、煙による交通の妨げなど、周囲の生活環境が損なわれる場合は、指導の対象となりますのでご注意ください。

農業上やむを得ない野焼きをする場合は、風向き、燃やす量、時間帯などに注意し、必ず火元から離れずに作業をお願いします。



### 将来に備えて農地中間管理事業をご活用ください。

農地中間管理事業は、出し手（農地所有者）から埼玉県農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が借り受けた農地を、受け手（耕作者）に貸し付け（転貸）を行う仕組みで、全国的に行われています。

この制度は、農地中間管理機構が間に入ることで、出し手側と受け手側に次のメリットがあります。

#### <出し手側>

- ① 契約に基づいた地代が確実に入る。
- ② 相続があっても契約が引き継がれるので次の世代が困らない。

#### <受け手側>

- ① 農地集約がしやすくなり、コスト削減ができる。
- ② 地代はまとめて機構に振り込むだけで済み、従来は出し手ごとに行っていた煩雑な支払い手続きから解放される。

地域によっては、当面は農地中間管理機構を通じて自分の所有農地を自ら借受けて耕作し、耕作できなくなった時点で、あらかじめ地域の話し合いで決めておいた担い手に転貸するといった保険的な利用をすることも出てきています。

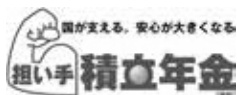
令和2年11月末までの累計で、埼玉県では6,700ha、松伏町では13.7haの農地が農地中間管理機構を通じて貸し出されています。

農地の貸し借りを希望している方、もっと詳しく知りたいという方は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ 松伏町環境経済課 TEL 991-1853 / 埼玉県農地中間管理機構春日部駐在 TEL 048-737-2134

## 農業者年金のお知らせ

### 将来に備えて、農業者年金に加入しようと思う方ぜひご相談ください。



### 農業者年金に加入しませんか？

#### 農業者にとっての多くのメリットがあります！

- ① 少子高齢化に強い積立方式  
自分がかけた金額は、年金として生涯もらえます（終身年金）。  
◎ 80歳前に亡くなった場合、死亡一時金が遺族に支給されます（80歳までの受取相当額）。
- ② 保険料は月々2万円～6万7千円まで自由に選べ、金額はいつでも変更ができます。
- ③ 支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の節税ができます。
- ④ 保険料一部について、国庫補助（政策支援）を受けることができます。  
例：認定農業者で青色申告者、35歳未満の方は、10,000円（保険料の半額）補助  
※国庫補助分を受給するには、経営の継承が必要になります（政策支援をうける場合のみ）。



#### ～加入の要件～

国民年金第1号被保険者  
※国民年金保険料納付免除者を除く。

60歳未満

年間60日以上農業に従事

注) 加入時に別途国民年金の付加保険料の納付が必要になります。(月額400円)

#### ～お問い合わせ先～

お近くの農業委員会または、JAにお問い合わせください。  
また、(一社)埼玉県農業会議にも専門相談員を設置しています。保険料の試算や、戸別訪問による説明も随時受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

<(一社)埼玉県農業会議 農業者年金担当>

電話：048-829-3481

※土日・祝日、年末年始を除く、8時30分から17時まで

## 全国農業新聞の購読について

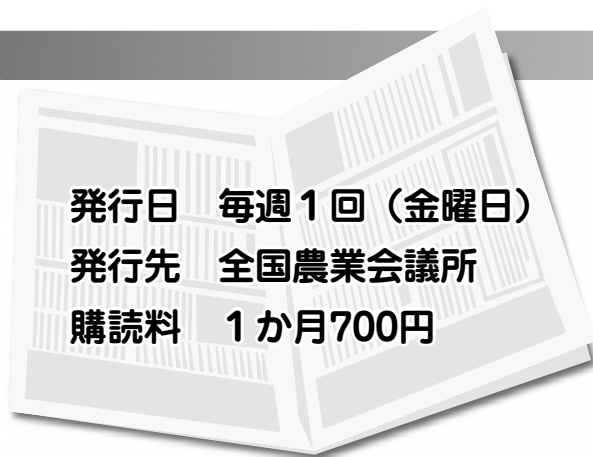
農業を取り巻く様々な情報や、これからの農業経営についての新しい知識を分かりやすく皆さんにお伝えする情報紙です。

お申し込みは、  
町農業委員会事務局まで  
お願いします。

発行日 毎週1回(金曜日)

発行先 全国農業会議所

購読料 1か月700円



## JAさいかつからのお知らせ

### 農業従事者検診(日帰り人間ドック) 受診者募集!!

JAさいかつでは、健康増進活動の一環として、農業従事者の健康管理のため、日帰り人間ドックを実施しています。受診を希望される方はJAさいかつ人事企画課までご連絡ください。なお、定員になり次第締め切らせていただきます。

検診日および受付開始日などの詳細については、決定次第JAさいかつホームページ等でご案内いたします。



1. 受診対象者 農業従事者(女性部・青年部等)
2. 検診日 令和3年12月～令和4年2月頃
3. 募集人員 **1日15名まで** ※検診日の申込順になります。
4. 受診者負担金 **14,450円 予定** (基本検査料金)
5. 実施場所 八潮中央総合病院(八潮市南川崎845番地) 各自現地集合(駐車場有)
6. 検査項目 下表のとおり。

種別	項目
胸部レントゲン	直接1枚
胃部レントゲン	間接8枚
心電図	12誘導
一般検査	内科診察(聴打診、血圧測定)、身長、体重、標準体重、BMI 視力、尿検査(蛋白、糖、ウロビリノーゲン、潜血)、腹囲
便検査	便中ヘモグロビン(2日法)
血液検査	白血球、血色素量、赤血球、ヘマトクリット値、血小板 総蛋白、アルブミン、中性脂肪、総コレステロール HDLコレステロール、LDLコレステロール、eGFR 血清クレアチニン、尿酸、GOT、GPT、ALP、LDH、 $\gamma$ -GTP CHE、空腹時血糖、HbA1c、HBs抗原、HCV抗体、 尿素窒素(BUN)、総ビリルビン、直接ビリルビン、RF、CRP
聴力検査	オージオメーターによる1000Hz、4000Hz

※下記のオプション検査が別料金にて受けられます。(税別)

骨粗鬆症検査: 4,000円 血圧脈波検査: 2,000円 眼底検査: 1,600円

子宮頸ガン検査(医師採取法): 3,000円 乳がん検査(マンモグラフィ): 5,500円

腹部エコー検査: 5,000円 前立腺がん検査: 3,000円 胃カメラ検査: 6,000円

※その他オプション検査は、病院にてご相談のうえ受診してください。

お申込み・お問い合わせは、JAさいかつ人事企画課までご連絡ください。TEL 952-2100

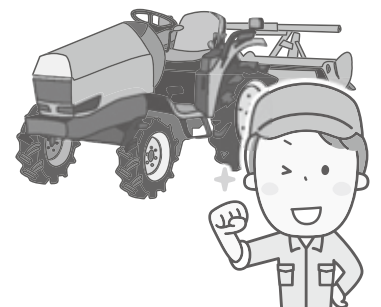
# 令和3年 JAさいかつ管内標準的農作業料金

単位:10a/円

作業の種類		作業料金 (消費税10%)	摘 要
水田耕起・ 代かき	一番耕起 (ロータリー)	6,300	
	二番耕起 (ロータリー)	5,300	
	三番耕起 (ロータリー)	4,700	
	代かき (3回耕起済)	8,400	
	代かき (2回耕起済)	9,500	
	代かき (1回耕起済)	12,100	
	代かき (未耕起)	19,000	
畑耕起	ロータリー耕起	10,500	ハウス内については、10%増
	深耕ロータリー耕起	30,500	
	プラソイラー (10a)	6,300	
育苗・ 田植	種子温湯消毒 (kg当り)	110	4kg1袋・持込引取本人
	育苗 (10a・18箱)	20,000	種子代別料金 (実費) ・当事者間協議
	育苗 (1箱)	1,200	
	田植	9,500	
管 理	施肥 (元肥)	2,200	40kg以内・20kgごとに200円増
	施肥 (追肥)	2,000	1回当り料金
	施肥 (珪カル)	2,200	100kg以内・20kg増すごとに200円
	防除 (粒・粉・液1回分)	2,000	1回当り料金
	畦畔雑草刈り (1回分)	2,200	周囲全刈・但しカヤ・ヨシは20%増
	畦畔つけ (1m当)	64	片側つけ (動力)
	草刈り (1㎡当)	43	草丈50cm未満・但し以上は50%増
	中間管理手作業	2,200	時間当たり
	箱施用防除	1,070	農薬は、委託者持ち
	除草剤(畦畔・本田・1回)	1,680	農薬は、委託者持ち
	再生稲刈り	5,300	
	機械による掘ざらい・仕上げ作業	220/m	用水、排水兼用の場合
		120/m	用水または、排水どちらかの場合
収穫調整	刈取脱穀	22,100	農地が管外の場合、別途2,000円加算
	刈取脱穀 (コシヒカリ・もち米)	23,100	収穫後の粃、玄米運搬料は各々2,000円加算
	刈取脱穀 (倒伏一方刈)	31,600	
	乾燥調整	21,000	
	乾燥調整 (コシヒカリ)	22,100	乾燥もみすり調整
一貫作業	育苗と田植	27,800	種子代別料金 (実費)
	収穫・乾燥 (うるち)	42,000	倒伏の場合は、その状況により
	収穫・乾燥 (コシヒカリ)	44,100	10%以上徴収する
	収穫・乾燥 (もち)	46,200	倒伏の場合は、その状況により20%以上徴収する
	収穫・乾燥 (麦)	31,500	
管理	休耕田・畑維持管理	実 費	上記の料金に準じ、作業内容により当事者間協議する。

## 備考

- この料金は標準的な目安として定めた事項であり、特別に措置を要する事項が発生した際は、当事者間協議の上、決定する。
- 利用料金の消費税は内税とする。
- 耕起・整地・田植・収穫・調整・作業の5a未満は5a料金とする。
- 未整理地区及び作業困難な場所の作業料金は上記料金の10%以上徴収する。
- 調整・刈取脱穀・調整米麦の配達運賃は別料金とする。
- 悪条件(荒地・ブル跡地等)の場合は、倍額を限度とし当事者間で協議する。
- 持込による色彩選別機、利用料金は1袋(30Kg)500円~とする。
- この作業料金は、令和3年1月1日より適用とする。



## 松伏ふれあい直売所

松伏ふれあい直売所は町民の皆様に支えられ、2021年6月でオープンからまる6年を迎えようとしております。

米所である松伏のコシヒカリや彩のきずな等のお米をはじめ、春夏はトマト・レタス・キュウリ・とうもろこし、秋冬はネギ・大根・ブロッコリー・白菜等の様々な野菜が店内に並びます。直売所ならではの新鮮な野菜を求めて、月平均2,300名程（令和2年4月～12月）のお客様に利用していただいています。

新型コロナウイルスにより令和2年の直売所の運営においては、大変な一年になりました。安全安心な農産物を安心して買い物ができるように、飛沫防止策、生産者や職員の日々の健康管理など、試行錯誤を繰り返して店舗運営を実施してきました。毎年好評をいただいている直売所のイベントも自粛せざるをえない状況でしたが、昨年7月には『松伏とうもろこしウィーク』として人が集中しないように対策を講じながら松伏町のとうもろこしをPR販売しました。

また、昨年よりInstagramを利用して地元の農産物の魅力を発信することを始めました。

直売所では生産者を募集しています。野菜を地域で販売してみたい方は、お気軽にお問合せください。



所在地	松伏町ゆめみ野東2-1-1（JAさいかつ松伏支店敷地内）
営業時間	午前9時30分～午後4時30分
定休日	毎週水曜日・日曜日
電話番号	048-993-0051

## 松伏町賃借料情報

松伏町における賃借料水準の情報を提供します。

10aあたり

区分	平均額	最高額	最低額	データ数	参 考
田	6,606円	12,600円	5,000円	163件	・物(米)納は82%[うち30kgが94.3%、60kgが5.7%] ・金納は18%[うち8,000円が45%、その他が55%]
畑	9,725円	10,000円	8,000円	11件	・物納はなし ・金納が100%[うち10,000円が82%、その他が18%]

※取引実例(平成31年1月から令和元年12月までに設定された賃借料水準)の情報であり、賃借料を決定するものではありません。

※賃借料を物(米)納で設定されている場合は、農協買取価格で金額換算しています。

## 編集後記

今年度は、昨年の春先から続く新型コロナウイルス感染症拡大により、一時は学校の休止や屋内外のイベントの中止・延期になる他、飲食店・サービス業では自粛要請や時短営業が余儀なくされる事態となりました。その影響は、農業の需要の大幅減少・出荷先の縮小など、全国的に農業経営にも支障がでました。

また、町においてもイベントの自粛ということから、「農業収穫祭」が中止となり、農業者のこだわりの詰まった農作物を町民の皆さんにお披露目や販売が出来ず、残念でした。

このようなコロナ禍ではありますが、まもなく、水稻の播種時期を迎えます。感染予防対策を固く健康に留意し、一つ一つ作業を進め、秋には黄金色の稲穂を刈り取る時期を迎えることができるようにしたいものです。

総務副委員長 岡野 正幸